平成２３年（フ）第１４１号
埼玉県戸田市笹目４丁目１番地の24
債務者　水谷　光伸
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
埼玉県北本市本宿８丁目31番地　ビレッジセキネＡ―101
債務者　里川　雅博
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　２号403
債務者　中村　美代
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
埼玉県春日部市武里中野634番地18
債務者　野間　麻美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目182番地15
債務者　戸原　啓子（旧姓水上）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６号
静岡県掛川市長谷３丁目11番地の２　パークハウス・ヴェルデＡ―207
債務者　林　　俊郎
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第７号
静岡県掛川市緑ケ丘２丁目14番地の１　ＲｉｓｅⅠ―203号
債務者　吉永　保年
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
山口県宇部市大字西岐波229番地３、旧住所山口県宇部市大字妻崎開作537番地３
債務者　清水ユリヱ
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１８７号
東京都日野市高幡652番地の２エルム高幡123
債務者　村上明日香
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１６号
神奈川県藤沢市大鋸１丁目12番９号　有希荘101
債務者　櫻井　大樹
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８９号
横浜市港北区新吉田東６丁目18番18号　長瀬ハイム204
債務者　杉原あつみ
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９号
愛知県豊田市宮町６丁目56番地　ハイツ夕日ケ丘Ｂ―102号、従前の住所愛知県豊田市白山町七曲12番地476
債務者　坂本由美子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地１　公団121―108号
債務者　大城ヘルベルトこと　オオシロ　コバヤシヘルベルト
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
岡山県津山市近長560番地９
債務者　髙坂　悠太
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第４号
岩手県久慈市長内町第９地割40番地４
債務者　中塚ゆかり
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第２８号
栃木県小山市西城南３丁目11番地１　城南ウイングパートⅠ―106号、従前の住所栃木県小山市大字横倉新田226番地42
債務者　髙砂美惠子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部